

# 新座市総合計画審議会（令和3年度第1回） 次第

---

日時 令和4年1月24日（月）午後6時

場所 新座市役所本庁舎5階 全員協議会室

- 1 開会
- 2 市長挨拶 新座市長 並木 傑
- 3 会長挨拶 新座市総合計画審議会会長 星野 敦子
- 4 第5次新座市総合計画について
- 5 新座市総合計画審議会の概要及び審議経過について
- 6 新座市総合計画審議会の委員紹介
- 7 第5次新座市総合計画基本構想（素案）の修正点について
- 8 新座市総合計画審議会の審議スケジュールについて
- 9 その他
- 10 閉会

---

# 4 第5次新座市総合計画について

---

# 第1章 計画策定の背景

## 第1節 策定の趣旨

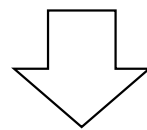
「序論」 4～5 ページ

---

**総合計画**とは、まちづくりを進めていく上で最も重要な計画

### 【位置付けている内容】

- ・ 理想とするまちの将来像
- ・ 理想を実現するための考え方や手法



**今後の市の発展に向けて重要な要素を明らかにして示すもの**

# 第1章 計画策定の背景

## 第1節 策定の趣旨

「序論」 4～5ページ

---

### 【これまでの変遷】

**第1次新座市総合振興計画（基本構想）** 昭和48年度～昭和59年度

**第2次新座市基本構想総合振興計画** 昭和60年度～平成12年度

**第3次新座市基本構想総合振興計画** 平成13年度～平成22年度

**第4次新座市基本構想総合振興計画** 平成23年度～令和 2年度

# 第1章 計画策定の背景

## 第1節 策定の趣旨

「序論」 4～5 ページ

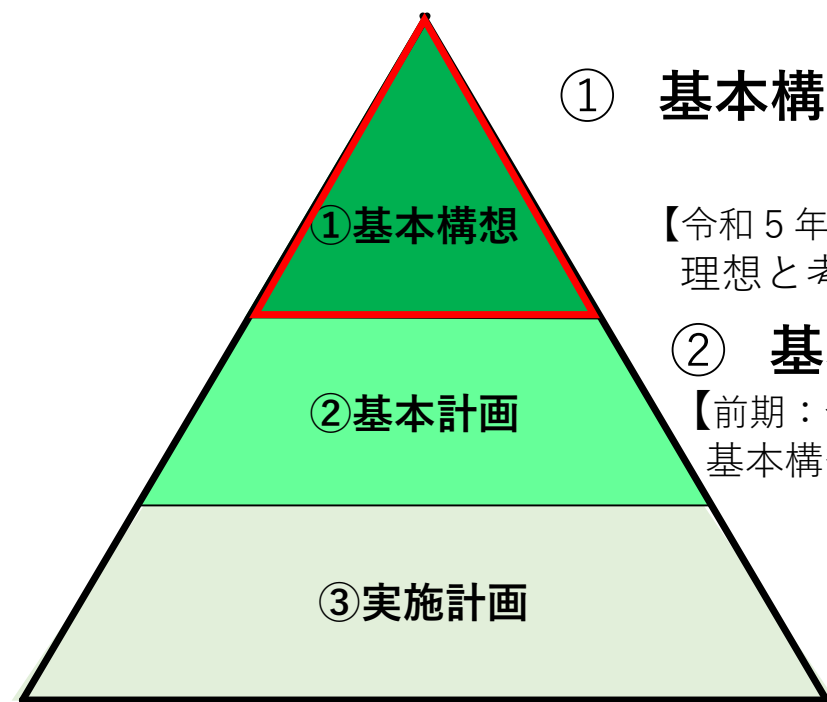
当初、令和2年度までに策定し、令和3年度から推進することを予定していた第5次新座市総合計画については、

- ・ **新型コロナウイルス感染症の影響**
- ・ 総合計画の裏付けとなる**今後の財政見通しを立てることが困難となったこと**

を理由とし、策定を2年先送ることとし、本市を取り巻く社会状況や課題を改めて整理することとした。

### 《第5次新座市総合計画の構成》

#### 基本構想、基本計画、実施計画の3層構成



- ① 基本構想 ⇒ この度素案を修正した部分  
(審議会による審議対象部分)

【令和5年度～令和14年度（10年間）】

理想と考えるまちの将来像やまちづくりの大きな方向性を示すもの

- ② 基本計画

【前期：令和5年度～令和9年度 後期：令和10年度～令和14年度（各5年間）】

基本構想の実現のために、福祉や教育、都市整備など各分野の方向性を整理するもの

- ③ 実施計画

【毎年度策定（3年間）】

基本計画で整理した方向性に基づき、具体的な取組を年度別に明らかにするもの

### (1) 持続可能なまちの実現に向けた計画

人口減少・少子高齢化の進行を見据え、持続可能なまちの実現に向けた計画とする。また、SDGsの達成につながる計画とする。

### (2) 財政状況を踏まえた実効性のある計画

新座市の財政状況を踏まえ、施策・事業内容について検証し、実効性のある計画とする。

### (3) 市民に分かりやすく職員が活用しやすい計画

従来の計画体系を見直し、シンプルな構成で、市民に分かりやすく、職員が活用しやすい計画とする。

---

# 5 新座市総合計画審議会の概要 及び審議経過について

---



# 新座市総合計画策定条例

平成31年3月20日 条例第1号

## (目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政運営に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市のまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市が目指すべき将来都市像及びこれを実現するための政策を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画を実現するための事業を具体的に示す計画をいう。

## (総合計画の策定)

第3条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の最上位の計画として総合計画を策定するものとする。

## (審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、第9条に規定する新座市総合計画審議会に諮問するものとする。

## (議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

## (公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

## (策定後の措置)

第7条 市長は、総合計画を計画的に実施するために必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、総合計画の実施状況を公表するものとする。

## (総合計画との整合)

第8条 市は、個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

## (総合計画審議会の設置)

第9条 市長の諮問に応じ、基本構想の策定又は変更に関し必要な事項を調査審議するため、新座市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (組織)

第10条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 市民

## (任期)

第11条 審議会の委員の任期は、第9条に規定する市長の諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

## (会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第13条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第14条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

## (委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (新座市基本構想総合振興計画審議会条例の廃止)

2 新座市基本構想総合振興計画審議会条例(平成21年新座市条例第1号)は、廃止する。

# 新座市総合計画審議会での審議経過

開催時期	回	審議内容
令和元年10月31日	令和元年度第1回	<ul style="list-style-type: none"><li>趣旨説明、基本構想全体の説明</li><li>会長・副会長の選任等</li></ul>
令和元年11月26日	令和元年度第2回	<ul style="list-style-type: none"><li>新座市の財政状況について</li><li>将来都市像について</li><li>「基本構想の推進のために」の審議</li></ul>
令和元年12月18日	令和元年度第3回	<ul style="list-style-type: none"><li>基本政策1【福祉健康】の審議</li><li>パブコメ結果に対する市の考え方の提示</li></ul>
令和2年1月31日	令和元年度第4回	<ul style="list-style-type: none"><li>基本政策2【教育文化】の審議</li></ul>
令和2年3月23日 ～同月31日	令和元年度第5回 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"><li>基本政策3【都市整備】の審議</li></ul>



※新型コロナウイルスの影響等により、総合計画の策定を2年先送りしたことに伴い、審議会での審議を中断

---

# 6 新座市総合計画審議会の 委員紹介

---

# 新座市総合計画審議会委員

令和元年度時点				令和3年度現在			
No.	所属	氏名		No.	所属	氏名	
1	十文字学園女子大学 人間生活学部児童教育学科教授	星野 敦子	会長	1	十文字学園女子大学 教育人文学部児童教育学科教授	星野 敦子	会長
2	立教大学 コミュニティ福祉学部コミュニティ政策学科教授	原田 晃樹	副会長	2	立教大学 コミュニティ福祉学部コミュニティ政策学科教授	原田 晃樹	副会長
3	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科教授	坪原 紳二	委員	3	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科教授	坪原 紳二	委員
4	東洋大学名誉教授	藤井 敏信	委員	4	東洋大学名誉教授	藤井 敏信	委員
5	明成法務司法書士法人代表	高橋 遼太	委員	5	明成法務司法書士法人代表	高橋 遼太	委員
6	村上法律事務所	村上 俊之	委員	6	村上法律事務所	村上 俊之	委員
7	新座市町内会連合会会長	赤川 治男	委員	7	新座市町内会連合会元会長	赤川 治男	委員
8	新座市商工会専務理事	山野辺範一	委員	8	新座市商工会専務理事	山野辺範一	委員
9	社会福祉法人新座市障害者を守る会理事長	石井 英子	委員	9	社会福祉法人新座市障害者を守る会理事長	石井 英子	委員
10	新座市社会福祉協議会事務局長	高野 光雄	委員	10	新座市社会福祉協議会事務局長	高野 光雄	委員
11	新座市PTA・保護者会連合会会長	刈田 友枝	委員	11	新座市PTA・保護者会連合会元会長	刈田 友枝	委員
12	新座市文化協会副会長	伊藤まり子	委員	12	新座市文化協会副会長	伊藤まり子	委員
13	(公募による市民)	納谷 眞	委員	13	(公募による市民)	納谷 眞	委員
14	(公募による市民)	内藤 幸代	委員	14	(公募による市民)	内藤 幸代	委員
15	(公募による市民)	津川 清美	委員	15	(公募による市民)	津川 清美	委員
16	(公募による市民)	肥田菜美子	委員				
17	(公募による市民)	鈴木 芳宗	委員				
18	(立教大学学生)	香川 弘樹	委員	16	(立教大学学生)	鎌田 万葉	委員
19	(十文字学園女子大学学生)	会田 晶子	委員	17	(十文字学園女子大学学生)	杉山 董	委員
20	(跡見学園女子大学学生)	前田穂奈実	委員	18	(跡見学園女子大学学生)	森 倅奈	委員

⇒都合により退任  
⇒新たな委員の選出

---

# 7 第5次新座市総合計画基本 構想（素案）の修正点について

---

**第1編 序論**

第1章 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3  
 第1節 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4  
 第2節 策定の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6  
 第3節 計画の構成と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7  
 第2章 新座市の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9  
 第1節 新座市を取り巻く社会状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・10  
 第2節 新座市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13  
 第3節 新座市の人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15  
 第4節 新座市の財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18  
 第5節 市民意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20  
 第6節 まちづくりの基本的な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

**第2編 基本構想**

第1章 基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37  
 第2章 将来都市像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38  
 第3章 基本政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40  
 基本政策1 誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】・・・・・・・・・・40  
 基本政策2 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】・・・・・・・・42  
 基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】・・・・・・・・44  
 基本政策4 にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】・・・・・・・・46  
 基本政策5 安全・安心を実感できるまち【安全安心】・・・・・・・・48  
 基本構想の推進のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50



## 第2章 新座市の現況

### 第1節 新座市を取り巻く社会状況 「序論」10～12ページ

---

#### (1) 新型コロナウイルスの影響

- ・ 新型コロナウイルスの発生は、人々の生活を一変させた。
- ・ 社会変容を踏まえたウィズコロナ・ポストコロナの取組が求められる。

#### (2) 人口減少・少子高齢化の進行

- ・ 【総人口】平成27年 1億2,079万人→令和35年 1億人を下回る予想
- ・ 人口減少に伴う自治体の存続に対する危機感が強まる。

#### (3) 安全・安心な環境づくりの重要性

- ・ 大規模化する自然災害への対策
- ・ 高度成長期以降に整備した社会資本の老朽化への対応

# 第2章 新座市の現況

## 第1節 新座市を取り巻く社会状況

「序論」 10～12ページ

### (4) 技術革新の進展

- ・ 先端技術を取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立  
→「Society5.0」の実現へ
- ・ 社会全体のDX化が加速

### (5) SDGsの達成に向けた取組

- ・ 国連加盟国が令和12年までに取り組む国際目標
- ・ 多様なステークホルダーによる取組の活性化が求められる。





## 第6節 まちづくりの基本的な課題 「序論」 33～34ページ

新座市を取り巻く社会状況や市民意識調査を通じて把握した市民のニーズなどを考慮し、**今後、10年間に取り組むべき課題**を次のとおり整理した。

### 【子育てと子どもの成長を支えるまちをつくる】

- ・子育て支援施策の推進
- ・将来を見据えた教育環境の整備

### 【安全・安心なまちをつくる】

- ・大規模災害・防災・減災の取組強化
- ・「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の支え合い
- ・公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの計画的な実施

### 【魅力的で住みやすいまちをつくる】

- ・市民が住み続けたいと感じ、市外の人に住んでみたいと思ってもらうための取組の推進
- ・新座市のブランド力の向上
- ・ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据えたまちづくりの推進

## 新座市が目指すまちづくりの三つの基本方向

### ① 子どもがのびのびと育つまち

みんなで子育てを応援し、未来を担う子どもたちが健やかにのびのびと育つことができるまちづくり

### ② 安心して暮らすことができるまち

「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の理念を踏まえつつ、一人一人が日常に幸せを感じながら、安心して暮らすことができるまちづくり

### ③ 住みやすく魅力的なまち

豊かな自然と都市の利便性が調和した理想的な住環境の中で、誰もが誇りを持って充実した生活を送ることができる、魅力があふれるまちづくり

### 未来もずっと 暮らしに『プラス』が生まれる豊かなまち 新座

人口減少・少子高齢化という全国的な問題が進行する中でも、新座市が、今ある魅力を更に磨いて未来につなぎ、これからもずっと「プラス」が生まれる人々の笑顔と活気にあふれた豊かなまちであることを目指して掲げたもの。

# 第3章 基本政策

「基本構想」 40～51ページ

基本政策	施策領域
基本政策1 誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】	子育て支援／高齢者福祉／障がい者福祉／生活困窮者支援／健康づくり・保健衛生／国民健康保険・国民年金／地域福祉
基本政策2 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】	就学前教育／学校教育／青少年健全育成／生涯学習／文化芸術／スポーツ・レクリエーション
基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】	都市づくり／公共交通網／公園・緑地／道路／河川・水路／上水道／下水道
基本政策4 にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】	地域活動／産業振興／環境衛生
基本政策5 安全・安心を実感できるまち【安全安心】	危機管理
基本構想の推進のために	共創のまちづくり／人権／シティプロモーション／行財政運営

# 基本構想（素案）の主な修正点

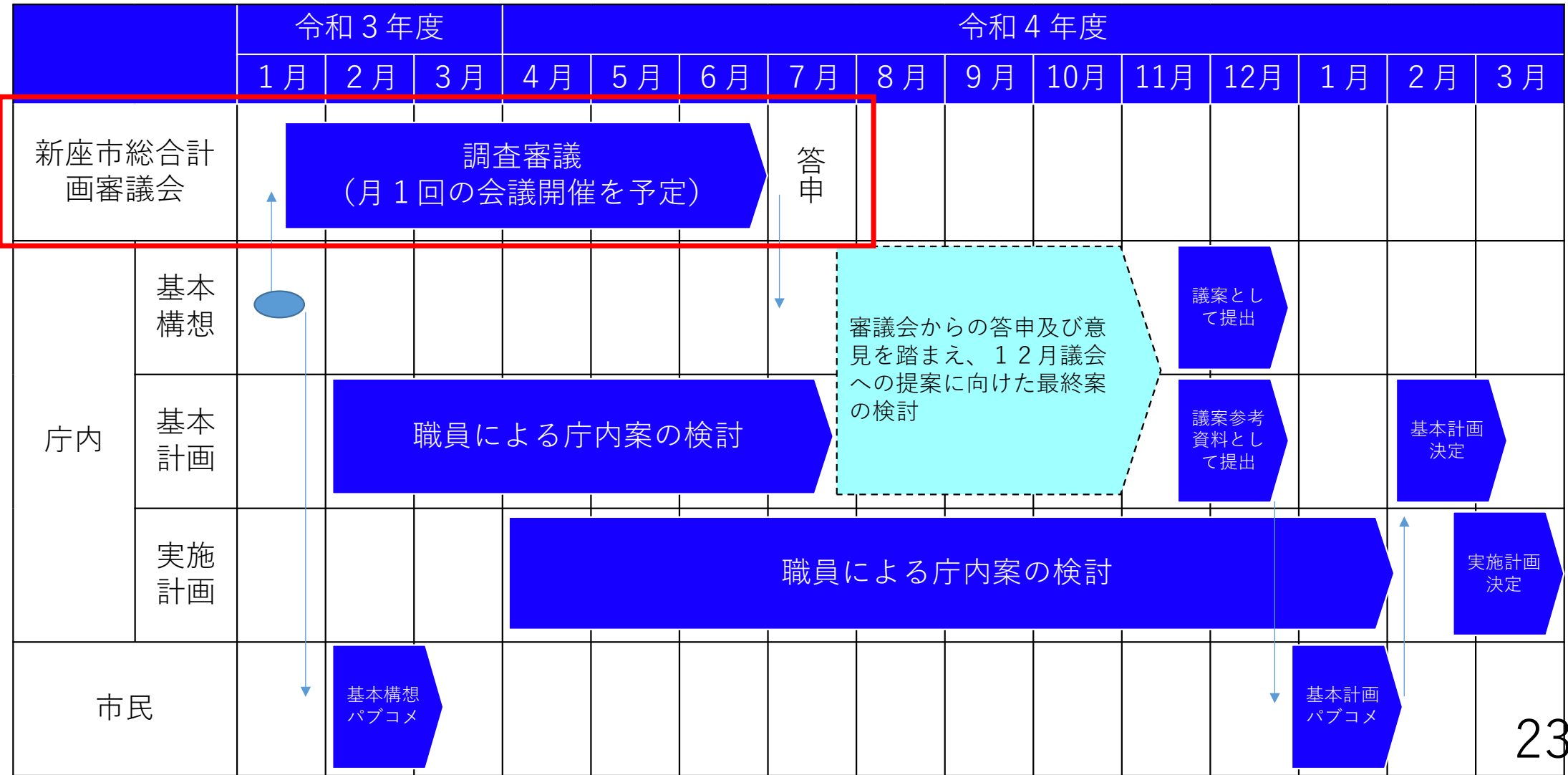
		目次		頁数	主な修正点		
第1編	第1章	計画策定の背景	第1節	策定の趣旨	4～	・総合計画の策定を2年先送った経緯の説明を追加	
			第2節	策定の視点	6	・計画策定の視点として、SDGsの達成につなげる旨を追加	
			第3節	計画の構成と期間	7	・推進期間の年度を修正	
	序論	第2章	新座市の現況	第1節	新座市を取り巻く社会状況	10～	・「新型コロナウイルスの影響」の項目を追加 ・Society 5.0、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の記載を追加／SDGsの記載を拡充
				第2節	新座市の概況	13～	
				第3節	新座市の人口	15～	・人口の情報の数値を更新
第4節				新座市の財政状況	18～	・本市の財政状況の説明を拡充 ・歳出・歳入の数値を更新	
第5節				市民意識	20～	・内閣府が実施する国民調査結果（令和3年度実施）のデータを追加	
第6節	まちづくりの基本的な課題			33～	・新型コロナウイルス感染症、SDGs、Society 5.0、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の記載を追加		
第2編	第1章	基本方向		37			
基本構想	第2章	将来都市像		38～			
	第3章	基本政策		40～	・施策領域の一部組替え ・「施策領域の基本方針」の記載を追加		

---

# 8 新座市総合計画審議会の 審議スケジュールについて

---

# 第5次新座市総合計画策定スケジュール



# 新座市総合計画審議会審議スケジュール

	令和3年度			令和4年度		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
新座市総合計画審議会	調査審議 (月1回の会議開催を予定)					
	開催時期	1月24日	2月17日	3月25日	4月	5月
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨説明、基本構想全体の説明</li> <li>今後のスケジュールについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本政策1【福祉健康】の審議 施策領域7つ</li> <li>基本政策2【教育文化】の審議 施策領域6つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本政策3【都市整備】の審議 施策領域7つ</li> <li>パブコメ結果に対する市の考え方の提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本政策4【市民生活】の審議 施策領域3つ</li> <li>基本政策5【安全安心】の審議 施策領域1つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「基本構想の推進のために」の審議 施策領域4つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申案について</li> <li>答申</li> </ul>

答申